

○総務省令第百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する放射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>〔一〽三 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〽四 略〕</p> <p>五 一、八九三・六五㎒以上一、九〇五・九五㎒以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五㎒及び一、八九三・六五㎒に三〇〇㎒の整数倍を加えたもの、一、八九五・六一六㎒以上一、九〇四・二五六㎒以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六㎒及び一、八九五・六一六㎒に一、七二八㎒の整数倍を加えたもの又は一、八九二㎒、一、八九七・四㎒、一、八九九・二㎒、一、八九九・二㎒、一、九〇一㎒若しくは一、九一四・一㎒の周波数の電波を使用し、空中線電力が二四〇ミリワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの(以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。)</p> <p>〔六〽十一 略〕</p> <p>第六条の二の四 法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 デジタルコードレス電話の無線局であつて、一、八九五・六一六㎒以上一、九〇四・二五六㎒以下の周波数のうち、一、八九五・六一六㎒及び一、八九五・六一六㎒に一、七二八㎒の整数倍を加えたもの並びに一、八九七・四㎒、一、八九九・二㎒及び一、九〇一㎒の周波数の電波を使用するもの(その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇㎒のものに限る。)並びに一、八九二㎒、一、八九九・一㎒及び一、九一四・一㎒の周波数の電波を使用するもの(その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇㎒のものに限る。)</p> <p>〔四 略〕</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔一〽三 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一〽四 同上〕</p> <p>五 一、八九三・六五㎒以上一、九〇五・九五㎒以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五㎒及び一、八九三・六五㎒に三〇〇㎒の整数倍を加えたもの、一、八九五・六一六㎒以上一、九〇四・二五六㎒以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六㎒及び一、八九五・六一六㎒に一、七二八㎒の整数倍を加えたもの又は一、八九七・四㎒、一、八九九・一㎒、一、八九九・二㎒若しくは一、九〇一㎒の周波数の電波を使用し、空中線電力が二四〇ミリワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの(以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。)</p> <p>〔六〽十一 同上〕</p> <p>第六条の二の四 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 デジタルコードレス電話の無線局であつて、一、八九七・四㎒、一、八九九・二㎒及び一、九〇一㎒の周波数の電波を使用するもの(その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇㎒のものに限る。)並びに一、八九九・一㎒の周波数の電波を使用するもの(その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇㎒のものに限る。)</p> <p>〔四 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〜五 略〕</p> <p>六 デジタルコードレス電話の無線局については、次に掲げる機能</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇MHzのものに限る。）並びに一、八九一MHz、一、八九九・一MHz及び一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇MHzのものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第二号又は第三号に規定する機能</p> <p>〔七〜十二 略〕</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
〔一〜十六 略〕			
十七 ヤグ・時式接続直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	次に掲げる送信設備 〔一〕・〔二〕 略 〔三〕 第三項において第九條の四に定める無線設備の二つの時分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	〔略〕	〔略〕

改正前		許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 〔同上〕</p> <p>〔一〜五 同上〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>ロ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇MHzのものに限る。）並びに一、八九九・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇MHzのものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第二号又は第三号に規定する機能</p> <p>〔七〜十二 同上〕</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 〔同上〕</p>			
〔一〜十六 同上〕			
十七 同上	次に掲げる送信設備 〔一〕・〔二〕 同上 〔三〕 第三項において第九條の四に定める無線設備の二つの時分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	〔同上〕	〔同上〕

〔十八〕二十	略	備送無線話レコジ方元分周分及無を動陸M、無テスア動帯方元分周信局のノスー式接割波割び線行通上C高線ムシク無線式接割波設の無電ドルデ統多数
〔略〕	〔略〕	の。て航し区にちド元分一多時ス統・レ送を以下用機列そ主ス統・レ接割ド元分電方直ス設う同さ内車れと電方直ス統・のデ周話備。じれに内にし話式交電方直無ジ波の以。るお、漕すのデ周話式交線タ数子下もい船ず同無ジ波のデ周局ル分機回以のて内場の一線タ数親ジ波のノコ割じ外を固内場及所構のノコ割一ル分ちド元分)ももうしひと内う一多時コ割、レ接割
〔略〕	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	

〔2〕4 略

(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二の二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

2 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、二以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。

〔十八〕二十	同上	備。じれにちド元分一多時ス統・レ送を以下用機列そ主ス統・レ接割ド元分電方直ス設う同さ内車れと電方直ス統・のデ周話備。じれに内にし話式交電方直無ジ波の以。るお、漕すのデ周話式交線タ数子下もい船ず同無ジ波のデ周局ル分機回以のて内場の一線タ数親ジ波のノコ割じ外を固内場及所構のノコ割一ル分ちド元分)ももうしひと内う一多時コ割、レ接割
〔同上〕	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	

〔2〕4 同上

(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

2 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、二以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機(同一の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているものに限る。)相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

一 一、八九五・六一六㎒、一、八九七・三四四㎒、一、九〇二・五二八㎒又は一、九〇四・二五六㎒のいずれかの周波数の電波を使用すること。

二 同一の周波数の電波を使用した通話時間は、最大三〇分であること。

三 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するもの又は当該通話に使用した周波数以外の周波数で電波を発射するものであること。

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）

第四十九条の八の二の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

〔イ 略〕

ロ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。また、高周波部及び変調部が別の筐体に収められている場合にあつては、送信装置としての同一性を維持できる措置が講じられており、かつ、それぞれが容易に開けることができないこと。

〔く ホ 略〕

〔1 略〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第58 略〕

第59 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔1 略〕

2 1,891.0MHz、1,899.1MHz及び1,914.1MHzの周波数の電波を使用するもの 5,000kHz

〔第60～第76 略〕

別表第三号（第7条関係）

〔1～51 略〕

52 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおり

一 一、八九五・六一六㎒又は一、八九七・三四四㎒のいずれかの周波数の電波を使用すること。

二 通話時間は、最大三〇分であること。

三 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）

第四十九条の八の二の三 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

〔く ホ 同上〕

〔1 同上〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第58 同左〕

第59 〔同左〕

〔1 同左〕

2 1,899.1MHzの周波数の電波を使用するもの 5,000kHz

〔第60～第76 同左〕

別表第三号（第7条関係）

〔1～51 同左〕

52 〔同左〕

とする。

[(1) 略]

(2) 帯域外領域における不要発射の強度の許容値

[ア 略]

イ 占有周波数帯幅の許容値が5,000kHzのもの

[(ア) ~ (エ) 略]

(オ) (ア) から (エ) までの規定にかかわらず、1,875MHzを超え1,880MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が子機にあつては-36dB以下の値

(カ) (ア) から (エ) までの規定にかかわらず、1,895.04MHzを超え1,896.192MHz以下、1,901.952MHzを超え1,903.104MHz以下及び1,903.68MHzを超え1,904.832MHz以下の周波数帯においては、1.152MHzの帯域幅における平均電力が-12dB以下の値

(キ) (ア) から (エ) までの規定にかかわらず、1,906.9MHzを超え1,907.9MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては-36dB以下、子機にあつては-25dB以下の値

(ク) (ア) から (エ) までの規定にかかわらず、1,920MHzを超え1,925MHz以下の周波数帯においては、任意の5MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては-33dB以下、子機にあつては-18dB以下の値

[53~67 略]

[(1) 同左]

(2) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

[(ア) ~ (エ) 同左]

[新設]

(オ) (ア) から (エ) までの規定にかかわらず、1,895.04MHzを超え1,896.192MHz以下及び1,901.952MHzを超え1,903.104MHz以下の周波数帯においては、1.152MHzの帯域幅における平均電力が-12dB以下の値

[新設]

[新設]

[53~67 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に受けている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話に使用するための無線設備に係る電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。
- 3 この省令の施行の際現にされている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話に使用するための無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例によることができる。